

## 特色のある県産米づくり支援事業の事務手続きについて

### 1. 交付申請提出

(毎年度12月末日かつ事業開始の30日前まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

### 2. 交付決定通知到着

(交付申請から原則30日以内)

### 3. 事業開始

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

#### 【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

### 4. 事業完了

※事業の完了とは、補助対象経費の支払いすべてが完了した日です。

### 5. 実績報告書提出

(完了・廃止・中止から30日以内若しくは交付年度の3月5日のいずれか早い日)

○実績報告は、下記提出先へ郵送又は持参してください。

#### ◎補助金の支払い

指定口座に振り込みますので、振込指定口座を口座振込依頼書に記載して提出してください。

資料提出・問い合わせ先

農林水産部農業振興局生産振興課(水田作物担当)

鳥取県鳥取市東町1丁目220番地

電話 0857-26-7283 フaxシリ 0857-26-8497